一級

利根川水系

番号	河川名	延長
		km
1	*江戸川*	10.80
2	***旧江戸川***	9.36
3	新川	3.68
4	***中川***	22.20
5	***綾瀬川***	11.03
6	**新中川**	7.84
7	大場川	2.42
8	伝右川	0.57
9	垳（がけ）川	2.25
10	**毛長川**	6.97
計		77.12

鶴見川水系

番号	河川名	延長
		km
1	**鶴見川**	12.78
2	**恩田川**	5.50
3	**真光寺川**	1.87
4	**麻生川**	0.60
計		20.75

荒川水系

番号	河川名	延長	番号	河川名	延長
		km			km
1	*荒川*	32.80	21	江古田川	1.64
2	旧中川	6.68	22	善福寺川	8.84
3	**隅田川**	23.50	23	**石神井川**	25.20
4	月島川	0.53	24	**新河岸川**	8.00
5	大横川	6.52	25	白子川	10.11
6	大島川西支川	0.82	26	**黒目川**	4.60
7	大島川東支川	0.78	27	**落合川**	3.60
8	大横川南支川	0.42	28	**柳瀬川**	7.25
9	北十間川	3.24	29	**空堀川**	15.00
10	横十間川	3.66	30	**奈良橋川**	2.85
11	大横川支川	0.096	31	**霞川**	5.50
12	仙台堀川	1.94	32	**成木川**	12.67
13	平久川	1.13	33	**黒沢川**	7.12
14	古石場川	0.64	34	**北小曽木川**	4.80
15	小名木川	4.64	35	旧綾瀬川	0.43
16	竪川	5.15	36	芝川	0.33
17	**神田川**	25.48	37	新芝川	1.60
18	日本橋川	4.84	38	**直竹川**	0.52
19	亀島川	1.06			
20	妙正寺川	9.05	計		253.036

一級水系	大臣直轄管理	知事管理	計
	km	km	km
利根川水系	22.10	55.02	77.12
荒川水系	33.10	219.936	253.036
多摩川水系	76.12	334.86	410.98
鶴見川水系	0	20.75	20.75
計	131.32	630.566	761.886

級別	河川数	延長
		km
一級河川	92	761.886
二級河川	15	95.17
計	107	857.056

資料編

河川一覧表

河川部指導調整課

令和８年８月31日現在

河川					
多摩川水系					
番号	河川名	延長	番号	河川名	延長
		km			km
1	***多摩川***	98.65	21	**御霊谷川**	0.75
2	**海老取川**	1.04	22	**山入川**	5.00
3	谷沢川	3.70	23	**小津川**	4.00
4	**野川**	20.23	24	**醍醐川**	3.80
5	**仙川**	20.90	25	**残堀川**	14.46
6	丸子川	7.27	26	**谷地川**	12.90
7	**入間川**	1.75	27	**秋川**	33.57
8	**三沢川**	5.67	28	**養沢川**	7.30
9	***大栗川***	15.29	29	**北秋川**	10.40
10	**乞田川**	4.43	30	**平井川**	16.45
11	**大田川**	1.69	31	**氷沢川**	1.10
12	**程久保川**	3.80	32	**鯉川**	3.00
13	***浅川***	30.15	33	**玉の内川**	1.50
14	**湯殿川**	8.90	34	**北大久野川**	5.50
15	**兵衛川**	2.80	35	**大荷田川**	3.10
16	**山田川**	4.80	36	**鳶巣川**	2.50
17	**川口川**	14.09	37	**日原川**	9.00
18	**南浅川**	8.11	38	**小菅川**	2.11
19	**案内川**	8.00	39	**大沢川**	3.50
20	**城山川**	7.10	40	**三沢川分水路**	2.67
			計		410.98

二級河川		
その他の水系		
番号	河川名	延長
		km
1	目黒川	7.82
2	蛇崩川	5.11
3	北沢川	5.50
4	烏山川	11.70
5	呑川	14.42
6	九品仏川	2.61
7	古川	4.35
8	渋谷川	2.40
9	**境川**	28.51
10	内川	1.55
11	立会川	7.41
12	越中島川	0.94
13	築地川	0.75
14	汐留川	0.90
15	**八ツ瀬川**	1.20
計		**95.17**

太字：都管理河川
　　ただし斜字は国管理区間あり。
　　下線は特別区管理区間あり。
斜字：国管理河川
細字：特別区管理河川

資料第3－(2)　河川の管理区分

河川部指導調整課

区分＼管理者	国土交通大臣の行う管理	都道府県知事の行う管理	
			国土交通大臣の認可等を要するもの
一級河川（指定区間内）	（河川法４条、９条、河川法施行令２条） ①一級河川の水系、河川、指定区間の指定 （河川法施行令２条） ②　河川台帳の調製及び保管 ③　河川整備基本方針の策定・変更 ④　特定水利使用（一定規模以上の発電、一定以上の取水量の水道、鉱工業及び灌漑目的）に関する処分及び権限行使 ⑤　ダム設置者に対する洪水調節のための指示、異常渇水時の水利使用の調整に関する斡旋・調停 ⑥　国土交通省直轄区間の改良工事施行に伴い必要を生じた河川工事で当該改良工事と一体施行する必要があるものの施行	（河川法９条２項ほか） 次に掲げる管理その他の国土交通大臣の行う管理以外の管理（区管理河川・区間においては各特別区が行う管理を除く。） ①　河川区域、河川保全区域及び河川予定地等の指定 ②　河川整備計画の策定・変更 ③　河川工事・河川の維持 ④　流水占用、土地占用、土石の採取、工作物の新築、土地の掘削等の許可等 ⑤　河川保全区域、河川予定地の掘削等の許可等	（河川法 79 条１項、河川法施行令 45 条） ①　河川整備計画の策定・変更 ②　堤高 15m以上のダム、地下設置の水圧管路に係る改良工事 ③　地下設置の水圧管路に係る改良工事について、区市町村長施行の協議に応じること ④　準特定水利使用（発電、水道、鉱工業、灌漑目的で特定水利使用に準ずる規模）に関する処分 ⑤　ダム、水門、閘門、橋その他の工作物で治水上又は利水上の影響が著しいものに係る処分 ⑥　河川区域内の土地の現状に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる土地の掘削等の許可
区管理河川・区間※	（河川法 79 条の２） 洪水、高潮等による災害発生、異常渇水による水利使用困難、汚水流入等による河川環境保全の支障などの防止、軽減を図るため緊急の必要があると認められる場合における知事に対する必要な措置をとるべきことの指示	各特別区が行う管理※ 次に掲げる管理その他の条例に定める管理 ①　河川の維持修繕・維持管理 ②　流水占用、土地占用、土石の採取、工作物の新築、土地の掘削等の許可等 ③　河川保全区域の掘削の許可等	
二級河川	（河川法 79 条の２） 洪水、高潮等による災害発生、異常渇水による水利使用の困難、汚水流入等による河川環境の保全の支障などの防止、軽減を図るため緊急の必要があると認められる場合における知事に対する必要な措置をとるべきことの指示	（河川法 10 条ほか） 二級河川の指定その他の全ての管理（区管理河川・区間においては各特別区が行う管理を除く。）	（河川法 79 条２項） ①　河川整備基本方針及び河川整備計画の策定・変更 ②　河川工事のうち、堤高 15m以上のダム、地下設置の水圧管路に係る改良工事 ③　地下設置の水圧管路に係る改良工事について、区市町村長施行の協議に応じること ④　特定水利使用（一定規模以上の発電、一定以上の取水量の水道、鉱工業及び灌漑目的）に関する処分

※「区管理河川・区間」「各特別区が行う管理」　特別区に存する河川（一級河川（指定区間内に限る。）、二級河川及びこれらの河川に係る河川管理施設）の管理の一部は、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき、河川が所在する各特別区が行うこととされている。ただし、旧江戸川、中川、綾瀬川、新中川、毛長川、隅田川、新河岸川、海老取川、水門、排水機場、地下調節池及び分水路に関する事務、河川法 79 条の規定により国土交通大臣の認可を要する事務、機械力による浚渫工事の施行並びに市又は他の県の区域に係る事務は都に留保されている。

資料第３－（３） 主要な事業（河川）の進捗状況

河川部計画課・改修課・防災課

事業名	全体計画 規模	令和６年度迄実績 規模	令和７年度決算 当該年度規模	累積規模	進捗率 %	事業費 百万円	令和８年度予算 当該年度規模	事業費 百万円
中小河川整備								
50mm降雨に対する整備	324.0km	222.3km	0.7km	223.0km	69	12,417	0.9km	23,139
高潮防御施設整備								
防潮堤	106.9km	103.3km	0.0km	103.3km	97	407	0.0km	800
護岸	61.7km	56.6km	0.0km	56.6km	92	46	0.0km	373
ｽｰﾊﾟｰ堤防等の整備								
隅田川ｽｰﾊﾟｰ堤防	23.5km	16.5km	0.0km	16.5km	70	1,229	0.2km	3,561
隅田川テラス	47.5km	47.0km	0.0km	47.0km	99	653	0.0km	1,844
その他河川	6.1km	3.3km	0.0km	3.3km	54	655	0.2km	486
江東内部河川整備								
西側河川								
耐震護岸	23.1km	19.3km	0.0km	19.3km	84	62	0.0km	29
東側河川								
河道整備	27.2km	21.7km	0.1km	21.8km	80	993	0.8km	1,343
河川施設の耐震・耐水対策								
堤防の耐震対策（第一期）	85.8km	65.1km	－	－	－	－	－	－
水門等の耐震・耐水対策（第一期）	22施設	13施設	－	－	－	－	－	－
堤防の耐震対策（第二期）	56.8km	11.9km	5.0km	16.9km	30	18,526	5.3km	22,305
水門等の耐震・耐水対策（第二期）	9施設	7施設	0施設	7施設	78	3,051	2施設	1,884
砂防海岸整備								
砂防事業	181渓流	118渓流	3渓流	121渓流	67	1,919	2渓流	4,544
急傾斜地	73地区	62地区	0地区	62地区	85	1,544	1地区	2,775
地すべり防止	12地区	12地区	0地区	12地区	100	9	0地区	15
海岸事業	19.4km	19.3km	0.0km	19.3km	99	661	0.0km	575
小笠原河川整備								
砂防事業	11渓流	8渓流	1渓流	9渓流	82	219	0渓流	222
地すべり防止	2地区	1地区	0地区	1地区	50	64	0地区	389
河川しゅんせつ								
しゅんせつ土量	825.4千m^3	275.8千m^3	71.6千m3	347.4千m3	42	475	104.9千m3	807

資料編

資料第3－(4)　調節池設置箇所別調書

河川部計画課

区　分	河川名	名　　称	敷地面積 (㎡)	貯留量 (㎥)	設置場所	完成年度※1
稼働中 14河川 30箇所※2	石神井川	富士見池調節池	21,000	33,800	練馬区	S47 (H19拡張)
		芝久保調節池	10,000	11,000	西東京市	S55
		南町調節池	8,000	12,000	西東京市	S55
		向台調節池	30,000	81,000	西東京市	S58
	善福寺川	和田堀公園調節池	9,700	17,500	杉並区	R 6
		和田堀第六調節池	15,400	48,000	杉並区	S58 (H19拡張)
		善福寺川調節池	3,600	35,000	杉並区	H29
	野　　川	野川第一調節池	14,800	21,000	小金井市	S58
		野川第二調節池	16,900	28,000	小金井市	H元
		野川大沢調節池	43,100	158,000	三鷹市	H13 (R5拡張)
	白 子 川	比丘尼橋上流調節池	22,000	34,400	練馬区	S60
		比丘尼橋下流調節池	15,400	212,000	練馬区	H14
		白子川地下調節池		212,000	練馬区	H30
	妙正寺川	妙正寺川第一調節池	11,000	30,000	新宿区・中野区	S61
		北江古田調節池	15,600	17,000	中野区	S61
		落合調節池	9,600	50,000	新宿区	H 7
		妙正寺川第二調節池	11,300	100,000	中野区	H 7
		上高田調節池	16,600	160,000	中野区	H 9
		鷺宮調節池	10,000	35,000	中野区	H25
	神 田 川	神田川・環七地下調節池		540,000	中野区・杉並区	H19
		下高井戸調節池	7,300	30,000	杉並区	整備中
	目 黒 川	船入場調節池	2,900	55,000	目黒区	H 2
		荏原調節池	11,400	200,000	品川区	H13
	柳 瀬 川	金山調節池	31,500	46,000	清瀬市	H 5
	霞　　川	霞川調節池	13,300	88,000	青梅市	H18
	古　　川	古川地下調節池		135,000	港区・渋谷区	H29
	黒 目 川	黒目橋調節池	14,000	221,000	東久留米市	H30
	落 合 川	下谷橋調節池	12,200	9,500	東久留米市	R7
	残 堀 川	残堀川調節池	50,000	60,000	立川市・昭島市	H30
	境　　川	境川木曽東調節池	8,200	49,000	町田市	整備中
	(小計)			2,729,200		
整備中 4河川 8箇所※2	神 田 川	下高井戸調節池		―	杉並区	
	環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）			681,000	中野区・練馬区	
	善福寺川	善福寺川上流地下調節池		300,000	杉並区	
	石神井川	城北中央公園調節池（一期）		90,000	練馬区・板橋区	
		城北中央公園調節池（二期）		160,000	練馬区・板橋区	
		石神井川上流地下調節池		293,000	西東京市・武蔵野	
	境　　川	境川金森調節池		151,000	町田市	
		境川木曽東調節池		―	町田市	
		境川木曽西調節池		50,000	町田市	
	(小計)			1,725,000		
合　計	14河川	36箇所※2		4,454,200		

※1　完成年度は事業完了年度を表す。

※2　下高井戸調節池及び境川木曽東調節池は、現在整備中であるが、洪水調節施設として効果を発揮しているため、箇所数については稼働中、整備中の双方に計上する。（合計箇所数については重複計上しない。）